

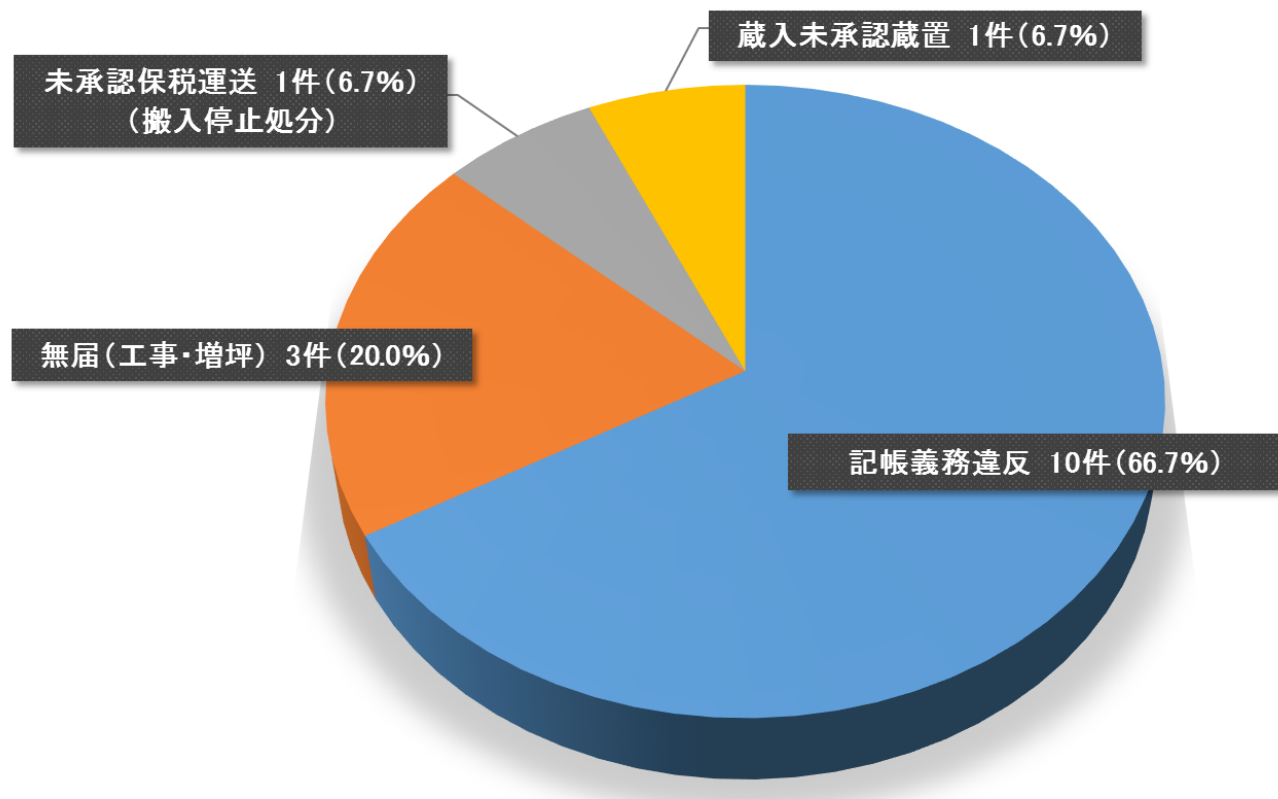
非違・事故の具体的な事例と留意点等

1. 最近の保税地域の処分・非違の概要
2. 記帳義務
3. 貨物在庫管理
4. C P（社内管理規定）について

1.最近の保税地域の処分、非違等の概要

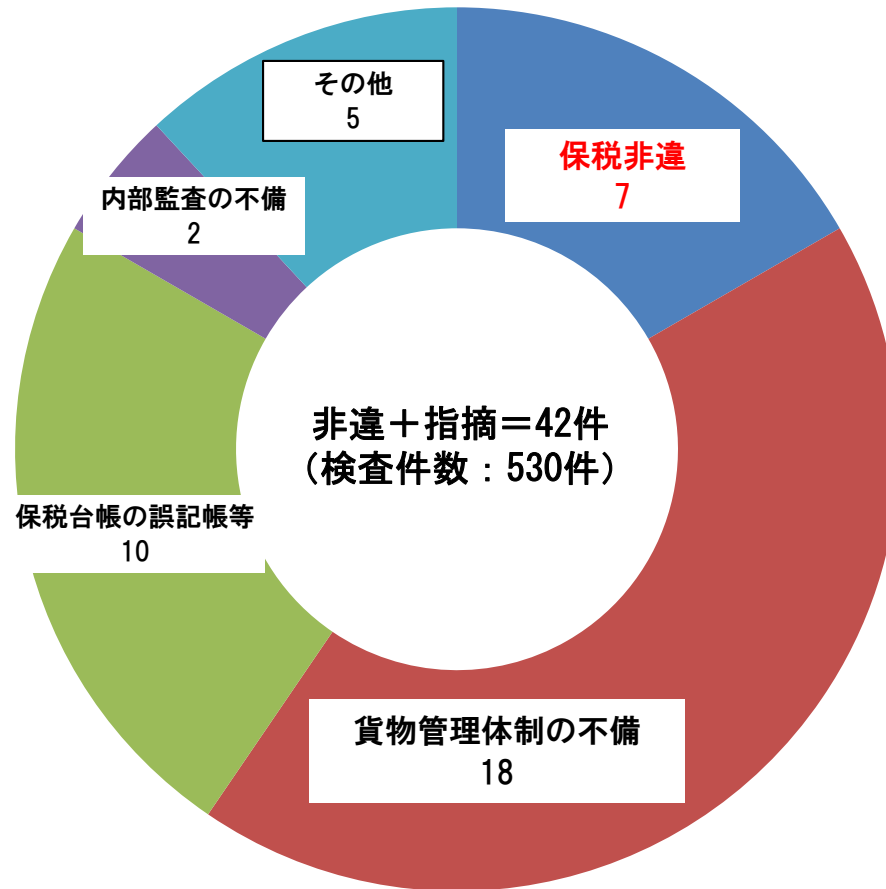
平成30事務年度(平成30年7月～令和元年6月)
神戸税関管内保税地域の非違・処分の概要

非違件数:計15件(うち処分1件)



1. 最近の保稅地域の処分、非違等の概要

神戸税関管内 保稅業務検査実施結果（平成30事務年度）



保稅非違：7件

◆記帳義務違反：3件

- ・保稅台帳未記帳：2件
- ・NACCS管理資料収録漏れ：1件

◆届出義務違反：3件

- ・無届出工事：2件
- ・無届出増減：1件

◆その他：1件

- ・未承認保稅運送：1件 ⇒搬入停止処分

指摘事項：35件

- ・貨物管理体制の不備：18件
(内国貨物の誤搬出、外国貨物の誤搬出)
- ・保稅台帳の誤記帳等：10件
(NACCS入力誤り、マニュアル台帳記載誤り等)
- ・内部監査の不備：2件
(内部監査の未実施)
- ・その他：5件
(社内研修実施内容の充実等)

2. 処分の根拠法令

● 指定保税地域 ※関税法第41条の2(外国貨物の搬入停止等)

税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者(その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。)又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れることを停止させることができる。
(平成17年度制度改正)

● 保税蔵置場 ※関税法第48条第1項(許可の取消し等)

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

● 保税工場 ※関税法第61条の4(保税蔵置場についての規定の準用)

～略～ 第48条第1項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

3. 処分点数の算出方法

※合計点数が10点以下の場合は、原則として処分は行わない。

基礎点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数

別表1（非違の態様）

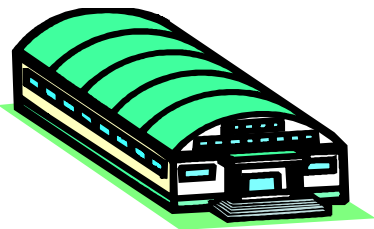
（10件まで毎）

1. 禁止行為：許可/承認 3点
2. 届出・報告・記帳 2点



未承認保税運送：3点
保税台帳未記帳：2点
無届出工事：2点

保税地域



別表2（加算要素）

- ① 関与者
・被許可者（法人の場合はその役員）
⇒30点
・代理人/支配人/その他主要従業者
⇒10点

② 記載省略

③ 非違実績（過去3年）

処分がなかった最後の非違から

1年以内	10点
1年超2年以内	7点
2年超3年以内	5点

故意に行われた場合
（事実の隠ぺい有り）

20点
(40点)

減算できる要素

申し出があった場合 ⇒2分の1

過去にも同様の非違が行われた
場合を含む。（R02.01.01通達改正）

直ちに再発防止の方策を講じた
場合 ⇒10点限度

ただし、過去にも同様の非違が
行われた場合を除く。

11点以上	10点を超える1点につき1日 の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを 得ないと判断した場合は 「許可の取り消し」
100点以上	原則として「許可の取り消し」

(R02.01.01通達改正)

4. まとめ（保稅非違等に至った要因等）

▶ 担当者に起因するもの

- ・業務処理済であるとの思い込み
- ・仕事多忙による業務処理の失念
- ・関係法令等の知識欠如 等

▶ 組織に起因するもの

- ・担当者任せ/担当者変更の際における事務引き継ぎの不足
- ・社内におけるチェック体制の構築不備
- ・社内連携の不備（担当部門間の連携不足） 等

保稅非違の防止のためには、

- ①貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の各段階において、適切、かつ、確実に関与することが重要。
- ②充実した社内研修・教育を継続的に実施することが有効。
- ③厳正な内部監査の実施。

2. 記帳義務（関税法第34条の2）

保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※ 記帳事項（関税法施行令第29条の2）

記帳義務（関税法施行令第29条の2）

	記帳項目
貨物の搬入 （第1項第1号）	・貨物の記号、番号、品名及び数量 ・搬入年月日 ・外国から本邦に到着した後初めて入れられたときは積載船舶・航空機の名称又は登録記号及び入港年月日 ・保税運送により入れられたときは保税運送承認番号
貨物の取扱い（内容点検・ 改装、仕分け等） （第1項第2号）	・貨物の記号、番号、品名及び数量 ・行為の種類、内容及び年月日 ・行為により貨物の記号、番号又は数量に変更があったときはその変更内容
貨物を置くことの承認又は 指定を受けた場合 （第1項第3号）	・承認又は指定の年月日 ・承認書又は指定書の番号
輸入許可を受けた場合 （第1項第4号）	・貨物の記号、番号、品名及び数量 ・許可年月日 ・許可書の番号
輸入許可前における貨物 の引取り承認 （第1項第5号）	・貨物の記号、番号、品名及び数量 ・承認の年月日及び・承認書の番号
見本の一時持出の許可 （第1項第6号）	・貨物の記号、番号、品名及び数量 ・許可に係る期間及び持出し先 ・一時持ち出しの年月日
外国貨物の搬出 （第1項第7号）	・貨物の記号、番号、品名及び数量、搬出年月日 ・貨物を出すときに必要とされる許可又は承認年月日、許可書又は承認書の番号 ・外国に送り出すときは、積み込もうとする船舶・航空機の名称又は登録記号及び出港年月日

記帳義務／第1号 搬入の場合

- 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を搬入した場合
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 搬入年月日
 - ③ 船舶・航空機の名称又は登録記号、入港年月日（当該保税地域等に初めて入れられるとき）
 - ④ 保税運送承認書の番号（保税運送貨物を搬入したとき）

誤りやすいポイント

- ・ 船舶・航空機の名称、入港年月日や保税運送承認番号の記入漏れ
- ・ 過不足をクリーン（過不足なし）で記帳
- ・ 貨物を取り違えて記帳 等



記帳義務／第2号 貨物の取扱いの場合

- 内容点検、改裝、仕分けその他の手入れ又は見本の展示、簡単な加工等
(関税法第40条第1項又は第2項)
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 行為の種類及び内容
 - ③ 行為をした年月日
 - ④ 変更の内容（記号・番号・数量の変更があったとき）

誤りやすいポイント

- ・ 取扱いの事実について記帳漏れ
- ・ 仕分後の数量を間違えて記帳



記帳義務／第3号 蔵入れ承認の場合

● 置くことの承認又は指定を受けた場合（関税法第43条の3第1項）

- ① 承認又は指定の年月日
- ② 承認書又は指定書の番号

関税法第43条の3（外国貨物を置くことの承認）

保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から3月を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

誤りやすいポイント

- ・ 承認番号、承認年月日の記帳漏れ又は誤り



記帳義務／第4号 輸入許可の場合

● 輸入の許可を受けた場合（関税法第67条）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量
- ② 許可の年月日
- ③ 許可書の番号

誤りやすいポイント

- ・ 許可番号の記帳漏れ又は誤り
- ・ 許可年月日を申告年月日で記帳



記帳義務／第5号 輸入許可前引取り承認の場合

- 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
(関税法第73条第1項)
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 承認の年月日
 - ③ 承認書の番号

誤りやすいポイント

- ・ 承認書番号、承認日の記帳漏れ又は誤り



記帳義務／第6号 見本の一時持出しの場合

- 見本の一時的持出しの許可を受けて外国貨物を見本として一時持出した場合（関税法第32条）
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 許可に係る期間及び持出先
 - ③ 一時持出しの年月日

誤りやすいポイント

- ・ 持ち出し期間外に持ち出してしまった
- ・ 搬出年月日の記帳漏れ



見本の一時持出

MHO 見本持出確認登録

ファイル(F) 表示(V)

ご 注 意 !

システムから配信される民間管理資料を保税台帳と
している場合、MHO（見本持出確認登録）業務の登録
漏れは、記帳義務違反（記帳漏れ）となります！！

処理区分＊ ☐ (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

見本持出許可申請番号＊

一時持出日時 / / - :

見本持出確認登録未登録に係る記帳義務違反

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCS民間管理資料を保税台帳とし業務を行っていた。

同社記帳担当者は、同社本社からNACCSでの「見本持出確認登録業務(MHO業務)」の履行状況を確認され、その時初めて当該業務が必要であることを知り、調査した結果、45件分の見本持出しに係る登録を行っておらず、未記帳であることが判明し、税関に申し出た。

発生原因

記帳担当者は、人事異動の際に前任者から見本持出しに関するNACCS登録作業の引継ぎを受けておらず、保税台帳の法定記帳項目の知識も乏しかった。

その結果、見本持出しの際何らNACCSへの登録を行わず、本社から指摘を受けるまで未記帳の状態であった。

違反行為

記帳義務違反 45件(関税法第34条の2)

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.2.②



担当者の知識不足。前任者からの確実な引継ぎが実施されていなかった。社内管理規定に基づいた業務運営がなされていなかった。

※本件は、記帳担当者が顧客管理責任者を兼務していたことから、基本通達48-1別表2.①.Bにより10点が加算がされた。(申し出及び直ちに再発防止のための方策を講じたことから減算措置を受けた結果、搬入停止にはならなかった。)

記帳義務／第7号 搬出の場合

- 保税地域から外国貨物を**搬出**した場合
（前号「見本の一時持出」の場合を除く）
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 貨物を搬出した年月日
 - ③ 許可・承認年月日、許可・承認書の番号
 - ④ 積載予定船舶・航空機の名称又は登録記号、出港年月日

誤りやすいポイント

- ・ 搬出年月日、許可・承認年月日の記帳漏れ
- ・ 積載予定船舶・航空機名、出港年月日の記帳漏れ
- ・ 減却の承認を得ることなく搬出
- ・ ハンギング数量相違（書類数量と現物数量との対査ミス）



搬出登録未登録による記帳義務違反

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳もNACCS民間管理資料を利用していた。

A社保税蔵置場に対し、税関による保税業務検査が実施され、過去1年間における保税台帳の記載事項について検査を受けた結果、A社の搬出管理担当者が3件の輸出許可済み貨物に係る搬出確認登録を行っていなかったことから、保税台帳に搬出日の記帳がされていなかったことが判明した。

発生原因

同蔵置場では、自社システムとNACCSを併用した貨物管理を行っていた。搬出管理担当者は、自社システムには搬出日の入力を行っていたが、NACCSの入力を失念し、さらに、NACCSからの配信データの確認を怠っていたことから、搬出登録がされていないことに気付かなかった。

また、NACCSの登録、管理資料のチェックに関し、社内でのチェック体制が不十分であり、定期的な在庫確認状況照会も行われていなかった。

違反行為

記帳義務違反3件(関税法第34条の2)

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.2.②



自社システムとNACCSの併用によるNACCSの登録漏れ。(NACCSに登録したと勘違い。)
登録を行っているかどうかのチェック体制が確立されていなかった。(配信データの未チェック)
搬出管理担当者の記帳(搬出確認登録)認識が希薄であった。

電磁的記録による帳簿の保存

(関税法基本通達34の2-4)

電磁的記録により保存する場合の取扱い

(1) 保存される電磁的記録の適切な保全

- ・ バックアップ・データ等の保存
- ・ システム設計書等の保存

電磁的記録の届出

(関税法基本通達34の2-4)

(2) 電磁的記録を行う場合の届け出

- ・ 届出者の所在地及び氏名又は名称
- ・ 保税地域の所在地及び名称（保税コード含む）
- ・ 帳簿の保存場所、保存方法
- ・ 電磁的記録による保存を開始しようとする年月日
- ・ 電子計算機システムの概要
- ・ その他税関が必要と認める事項
（バックアップ方法、保存場所等記載）

（※任意様式）

NACCS民間管理資料収録漏れによる記帳義務違反

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳もNACCS民間管理資料を利用していた。

A社保税蔵置場に対し、税関による保税業務検査が実施され、過去1年間における保税台帳の記載事項について検査を受けた結果、NACCS民間管理資料の収録漏れにより輸入貨物1件の搬入記帳がされていなかったことが判明した。

発生原因

A社は、NACCS民間管理資料の収録日が徹底されてなかったが、仮に、管理資料の収録漏れがあってもマニュアル台帳への記帳を行っていることから記帳義務違反にはならないと考えていた。

A社は、通常自社で通関業務を行っているが、今回記帳漏れとなった1件については他社通関業者による通関業務に伴うものであって、記帳担当者が、自社保税蔵置場の取扱貨物であるとの把握ができず、マニュアル台帳への記帳も失念していた。

違反行為

記帳義務違反1件（関税法第34条の2）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48－1別表1.2.②

通常 of 取扱いとは違う(他社通関業者扱いの通関) 場合 of 対応策が構築されていなかった。
NACCS民間管理資料収録日 of 徹底及び収録状況 of チェック体制が確立されていなかった。(配信データの未チェック)

※管理資料 of 通常取出しは、配信日を含め7日間(土日祝日を含む) of 保存期間中に一度のみ可能。

※7日間経過後は、管理資料情報 of 再取出にて取得(配信日を含めて62日間)。保税管理資料保存サービス利用者は、5年間保存。

NACCS民間管理資料収録漏れによる記帳義務違反

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳もNACCS民間管理資料を利用していた。

A社保税蔵置場に対し、税関による保税業務検査が実施され、過去1年間における保税台帳の記載事項について検査を受けた結果、NACCS民間管理資料の取得漏れにより、輸出許可貨物3件について記帳がされていなかったことが判明した

発生原因

同蔵置場では、NACCS民間管理資料の取得日(毎週水曜日)を設けて定期的に取り込みを行ってきたが、ある取得予定日に管理資料の取得を失念した。記帳担当者は、取得漏れをした管理資料は1週間後の翌取得日にまとめて配信されとの思い込みから、翌取得日には管理資料の通常取出しのみを行い、必要であるはずの再取出しを行わなかった。また、通常取出しによって取得した管理資料の内容の確認も行っていなかった。

違反行為

記帳義務違反3件(関税法第34条の2)

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.2.②

社内ですら定めたNACCS民間管理資料取得日における取得を失念し、取得漏れがあった場合のNACCS業務(再取出し業務)についての誤った認識があった。また、取得した同管理資料の内容を確認しなかった。

※管理資料の通常取出しは、配信日を含め7日間(土日祝日を含む)の保存期間中に一度のみ可能。

※7日間経過後は、管理資料情報の再取出にて取得(配信日を含めて62日間)。保税管理資料保存サービス利用者は、5年間保存。

電磁的記録による保存 (注意事項)

配信電文の取込み・保存は完了しましたか？

- ・ 民間管理資料保存確認台帳を作成して取込み漏れを防ぐ。
- ・ 取込みの確認は複数人が責任を持ち行う。
- ・ 大型連休に注意。
- ・ 管理資料の保存データは、手を加えない。
- ・ データのバックアップは重要。
- ・ 保存データは、検査対象期間のみ保存。
- ・ 配信電文の内容の確認。

配信電文の取込み漏れによる非違の発生割合は高く注意が必要

民間管理資料取込・保存チェックリスト(〇〇〇保税蔵場)

〇〇〇〇港運輸

G01_輸入貨物搬出入データ (毎週月曜日)			G02_輸出貨物搬出入データ (毎週火曜日)			G05_貨物取扱一覧データ (毎週火曜日)			担当者 (取出日を記入)		責任者 (確認日を記入)	
配信	取出予定	件数	配信	取出予定	件数	配信	取出予定	件数				
日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	押印	日付 (曜日)	押印
3/5 (月)	3/7 (水)		3/6 (火)	3/7 (水)		3/6 (火)	3/7 (水)		3/7 (水)		3/7 (水)	
3/12 (月)	3/14 (水)		3/13 (火)	3/14 (水)		3/13 (火)	3/14 (水)					
3/19 (月)	3/22 (木)		3/20 (火)	3/22 (木)		3/20 (火)	3/22 (木)					

※ 3月21日(水)は、祝日

- データの取出しは配信日(土日祝日を含む)を含めた7日間！
- データの取出しは毎週水曜日(水曜日が休日の場合は木曜日又は翌出勤日)に行う！
- 取出し業務後は、必ず受信フォルダー内にデータが受信されていることを確認する！
- データの取出し、受信後はデータのバックアップを行い、必ず保存されていることを確認！
(データ「写し」の内容確認も併せて行う)
- 取出日は、事前に設定しておくこと！
- 月末に内部監査人、〇〇部長の確認を受けること！

監査人		〇〇部長	
日付	押印	日付	押印

◆NACCS管理資料の配信スケジュールと取出しタイミング（参考例）

5月/6月カレンダー		日	月	火	水	木	金	土
日付		28	29	30	31	1	2	3
管理資料配信 スケジュール	海上		※1 G01、G08	※1 G02、G05、G09				
	航空	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20
取出しタイミング （参考例）	海上		●	●				
	航空		●	●				
日付		4	5	6	7	8	9	10
管理資料配信 スケジュール	海上		※1 G01、G08	※1 G02、G05、G09				
	航空	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20	※2 S13、S14 T19、T20
取出しタイミング （参考例）	海上		●	●				
	航空		●	●				

・カレンダー内の●が付いている曜日（海上管理資料の配信日に合わせて）に管理資料の取出しを行うことで、毎日の取出し作業を行う手間がなくなり、且つ取得漏れを防ぐことが可能となります。月曜日から火曜日が取得日となることを考えると、両日を取り出し日としておくことで確実性が増します。

注意：管理資料は配信日が祝日等であっても配信されます。また、土日祝日も保存期間のカウントに含まれます。

※1【海上システム管理資料】

G01 SBS1400 輸入貨物搬出入データ（週報 月曜）
G02 SBT0200 輸出貨物搬出入データ（週報 火曜）
G05 SBS1700 貨物取扱一覧データ（週報 火曜）
G08 SBS1800 輸入貨物コンテナ関連データ（週報 月曜）
G09 SBT0500 輸出貨物コンテナ関連データ（週報 火曜）

※2【航空システム管理資料】

S13 ABT6300 航空輸出貨物取扱等一覧データ（日報 毎日）
S14 ABT6400 航空輸出貨物搬出入データ（日報 毎日）
T19 ABS6900 航空輸入貨物搬出入データ（日報 毎日）
T20 ABS7000 航空輸入貨物取扱等一覧データ（日報 毎日）

●管理資料の保存期間とタイミング

業務メニュー「管理資料取出し」から取得
保存期間：配信日から7日間
（土日祝日を含む）



7日間経過後
（※万が一取出し漏れがあった場合）

業務メニュー「管理資料再取出し」から取得
保存期間：配信日から62日間
（土日祝日を含む）



62日間経過後

管理資料の取出しが不可となる。

- ・ ポイント 1 : 関係書類と貨物の対査確認の徹底！
搬入・搬出は、倉主等の自己の責任において行うので担当者は、確実にこの作業を行う必要がある。
- ・ ポイント 2 : 記帳は確実に！
記帳は、速やかに、確実に行う。
NACCSにおける各種業務の登録を行う。
- ・ ポイント 3 : 関係書類の保存は確実に！
税関の検査で必要な書類は、紛失しないように保管する。
CSV形式で保管するときは、必ずバックアップデータ（コピー）を確保する。

3. 貨物在庫管理

貨物在庫状況照会（IWS）の活用

NACCSで（IWS業務）を行うと蔵置場内に蔵置される在庫貨物の情報が表示されます。

- ・ 貨物管理番号
- ・ 品 名
- ・ 個 数 （数量）
- ・ 搬入日
- ・ 許可、承認状況

【ポイント】

- ・ 誤搬入、誤搬出、登録漏れがないか
- ・ IS承認漏れ、蔵置期間延長漏れがないか
- ・ 輸出許可後に取止め：「輸出しようとする貨物」として在庫表示
⇒ 搬出確認登録して内国貨物にする必要有

貨物の蔵置方法

さし札及び蔵置方法

保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船（機）名、品名、個数、数量及び搬入年月日、その他必要な事項を表示した上、区分して蔵置する。

（関税法基本通達34の2-6）

蔵入承認後2年を超えて蔵置

非違の概要

A社保税蔵置場は、他社蔵置場で蔵入承認を受けた後に保税運送されてきた貨物について、A社保税蔵置場への搬入日を開始日として貨物管理をした結果、蔵入承認期間の延長若しくはISWの手続きをとることなく、保税蔵置場に置くことができる期間(当初蔵入承認後2年間)を超えて貨物を蔵置していたことが、当該貨物の通関担当者のチェックにより判明した。

発生原因

同蔵置場の記帳担当者は、平素、蔵入承認を受けた貨物については別途蔵入承認の年月日を記載した台帳を設け管理していたが、本件貨物は、他の保税蔵置場において蔵入承認を受けた後保税運送によりA社保税蔵置場に搬入されたことから、最初に蔵入承認を受けた日から起算すべきところをA社保税蔵置場に搬入した日を起算日として管理を行った結果2年を超えてしまった。

違反行為

蔵入承認期間外蔵置1件(関税法第43条の2第1項)

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.1.④



管理台帳に「最初に蔵入承認を受けた日」を記載する欄を設けていなかった。
最初の蔵入承認年月日については、貨物の差し札に記載されていたが、在庫確認を怠った結果、蔵置期間の超過に気付かなかった。

蔵入承認等の手続きをせず外国貨物を搬入から三月を超えて保管

非違の概要

A社保税蔵置場に保税運送されてきた外国貨物について、NACCSで搬入確認登録業務(BIA業務)を行ったが、その後の本貨物に係る自主検査結果が悪かったため、通関手続きが保留となった。

本貨物を同蔵置場に搬入後、3ヵ月を経過する可能性があったことから、通関業者を通じて輸入者に対応を確認したところ、輸入者からは蔵入承認申請を行う旨の連絡があった。しかし、蔵入承認を受けたのは3ヵ月を経過した後だった。

A社の保税業務に係る自主検査によって、本件が発覚し、直ちに税関に申し出た。

発生原因

同蔵置場では、蔵置期間が3ヵ月を超えそうな貨物に対して、輸入者から蔵入承認申請を行う旨の連絡を受けたことから、3ヵ月以内に蔵入承認がされるものと思い込み、その後3ヵ月を経過するまでの間、貨物管理の確認が十分ではなかった。

違反行為

外国貨物を置くことの承認規定違反1件(関税法第43条の3第1項)

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.1.④



輸入者から蔵入承認申請をする旨の連絡を受けた結果、当該貨物は3ヵ月を超えても大丈夫であろうという思い込みがあり、貨物管理について十分に確認しなかった。

4. CP（社内管理規定）について

CP（Compliance-Program）とは

関税法基本通達34の2-9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定をいう。

非違・事故の防止目的から保税業務検査において社内管理規定の履行状況について重点を置いて確認しています。

社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

社内管理責任体制の整備

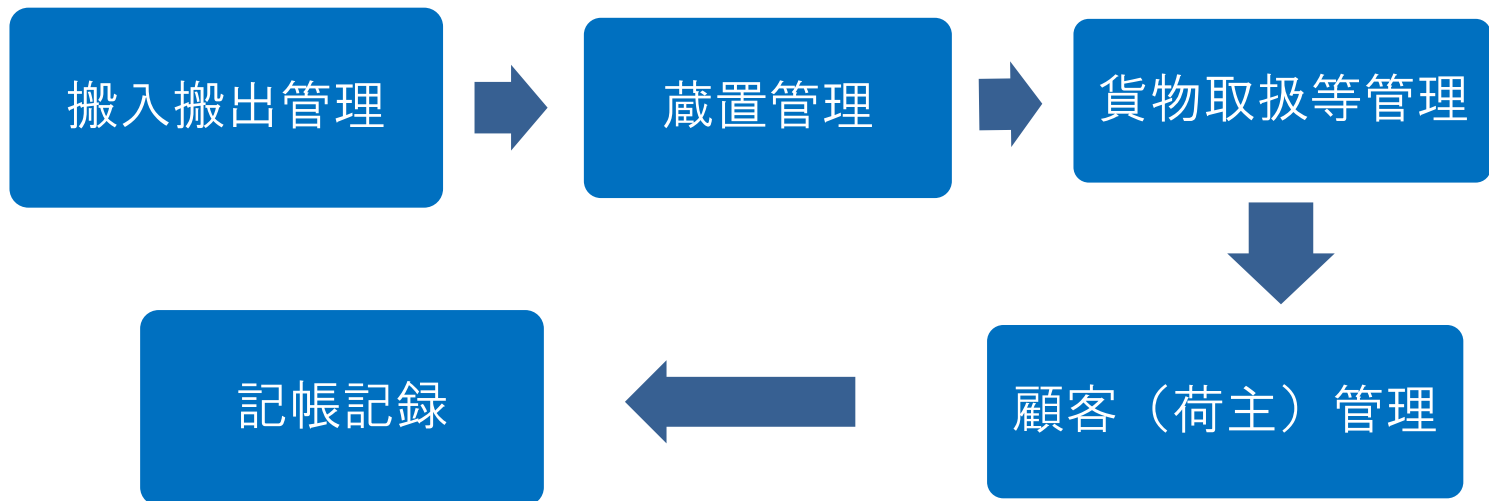
保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その
具体的業務内容と 責任者 について規定の整備を行う。



貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業

- ・ 貨物の搬出入に係わる確実な**記帳**
- ・ **搬入**、**蔵置**、**取扱い**、**搬出**の各段階における管理手続き等について規定を整備する。



貨物の保全のための体制の整備

保税地域における

- (イ) 貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正保全を図るため保税地域への人又は貨物の出入りをチェック
- (ロ) 保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備

税関への通報体制の整備

搬入、搬出及び蔵置される

- (イ) 不審貨物（外装等の異常貨物等）
- (ロ) 保税地域へ出入りする不審人物

等についての情報を確実に税関に通報する体制を整備する。

教育訓練についての体制の整備

倉主等におけるすべての役員、従業員に対し

- (イ) 社内管理規定の方針及び手続
- (ロ) 関係法令の遵守
- (ハ) 税関周知事項の徹底
- (ニ) 社内管理規定における各人職務

を明確に把握させるための教育・訓練の体制を整備する。

評価・監査制度の整備

倉主等における、社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され実施されていることを確認するため、内部監査人による

- (イ) 定期的評価・監査制度を制定
- (ロ) 社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告

を行う体制を整備する。

監査は毎年実施し、実施結果を税関へ報告

その他留意事項

(イ) 懲戒規定の整備

社内管理規定に違反した場合、従業員は倉主等懲戒規定の対象となる旨を定める。

(ロ) その他の必要事項



ご清聴ありがとうございました

税関密輸ダイヤル（24時間受付）

フリーダイヤル シロイ クロイ
0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1

※ 携帯電話からも利用できます。



税関イメージキャラクター
カスタム君